

三菱UFJ年金ニュース 特別版

最近の年金関連トピックス

2026年1月

人をつなぐ。未来をつなぐ。

三菱UFJ信託銀行

世界が進むチカラになる。



目次

本資料掲載のトピックス	… 2
1. 公的年金及び企業年金制度関連	
1-1. 「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」の公布 ～確定給付企業年金における裁定手続き等のオンライン化について～	…11
1-2. 第1回「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」開催	…15
1-3. 「確定給付企業年金制度について」及び「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正通知の発出	…19
1-4. 「確定拠出年金における他制度掛金相当額等の算定通知」の一部を改正する通知案に関する意見募集開始	…21
1-5. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2024年度)	…23
1-6. 「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令」の公布	…26
1-7. 「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集開始	…28
1-8. 「国民年金基金令等の一部を改正する政令案について」に関する意見募集開始	…30
1-9. 「確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の様式及び提出方法の見直しの予定について」に関する事務連絡が発出	…32
1-10. 「確定拠出年金における他制度掛金相当額等の算定通知」の一部を改正する通知の発出について	…34
1-11. 2026年度下限予定利率および非継続基準の予定利率の見込みについて	…36
1-12. 「令和8年度与党税制改正大綱」の公表について	…38
1-13. 「確定拠出年金法施行令等の一部を改正する政令」通知の発出について	…39
1-14. 第107回 社会保障審議会年金数理部会の開催について	…41
1-15. DC拠出限度額引上げ等に関する政令の公布について	…43
2. その他トピックス	
2-1. 「2025年度人事・退職給付一体サーベイ」調査結果(概要版)のご案内	…46
3. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(2025年10月～12月)	…48

本資料掲載のトピックス

«「確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の様式及び提出方法の見直しの予定について」に関する事務連絡が発出» ⇒ P.32～33

ポイント解説

- 2025年11月14日、「確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の様式及び提出方法の見直しの予定について」の事務連絡が発出され、企業年金の情報開示を行うための「事業報告書及び決算に関する報告書等」(以下、報告書)の一部様式変更が行われる予定です。

見える化の目的

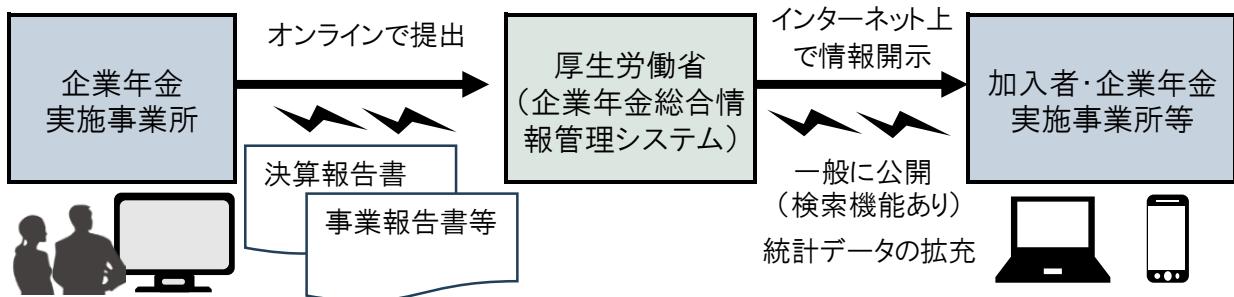
- 企業年金の情報を一般に開示することで、他社との比較や分析ができるような環境を整え、企業年金を行う主体や加入者等が、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにする

スケジュール(案)

2025年度中	・新システム設計・開発のための要件整理等
2026年度～	・新システム設計・開発、テスト等の実施 ・企業及び年金基金、受託機関、運営管理機関でのシステム対応等準備
2027年度	・新システム稼働 ・DBは2027年6月1日以降を基準日とする報告書より新様式でのオンライン提出を予定



情報開示のためのスキーム(案)



検索機能等(案)

- 企業名・基金名での検索の他、設立・実施形態、加入者規模、資産規模、予定期率等の条件での検索もできるようにする
- 自社の企業年金が、他の企業年金 (全体平均や性質の近い企業年金の平均的な状況等)と比較して、どのような状況にあるのかをグラフ等により開示できるようにする
- 自社以外の企業年金との比較分析が可能となるよう、企業年金全体の他、加入者数や資産規模等の階層別のデータを示す統計情報を開示する

出所:厚生労働省「第1回加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」資料1及び事務連絡
(2025.11.14)より弊社作成

本資料掲載のトピックス

情報開示の概要(案)

DBの開示方法と開示項目(案)

- ✓ 開示項目は、事業報告書、決算報告書の項目をベースとし、専門人材の活用状況等に関する項目を追加
- ✓ 開示対象は、加入者100名以上又は資産額10億円以上のDBを想定(事業年度ごとの報告内容に基づく)
- ✓ 基金名・事業所名・制度の基本情報は規模によらず全DB開示(要件に満たないDBは、基本情報以外は非開示)
- ✓ 個人情報保護の観点から、対象者が10人未満の項目は、非開示(事業年度ごとの報告内容に基づく)

開示項目	開示項目
基本情報	<ul style="list-style-type: none">・基金名・事業所名、設立・実施形態(総合型・総合型以外)(※1)・制度開始月、実施事業所数、加入者数
制度設計	<ul style="list-style-type: none">・年金支給期間、一時金の選択の可否、給付設計、予定利率、他制度掛金相当額
給付実績	<ul style="list-style-type: none">・給付件数(新規裁定件数含む:老齢年金、老齢一時金、脱退一時金別に)、給付総額
財政状況	<ul style="list-style-type: none">・積立状況(積立金、責任準備金及び責任準備金に対する積立金の率、最低積立基準額及び最低積立基準額に対する積立金の率)・掛金拠出状況(標準掛金、特別掛金等)、成熟度(給付額÷掛金額)
資産運用 状況	<ul style="list-style-type: none">・運用方針(運用の基本方針(※2)、期待收益率、リスク)・資産構成割合(国内株式、外国株式、国内債券、外国債券、一般勘定、短期債券、その他資産)・自家運用の有無、運用実績(報酬控除前後の運用利回り:単年度及び5年平均)・実施体制(総幹事会社名、資産運用委員会の有無、運用コンサル会社の活用有無)・専門性の確保・向上の取組(専門資格の有無、研修受講の有無、実務経験3年以上の有無)(※3)

※1:総合型とは人的・資本関係が緊密でない複数の厚生年金適用事業所で設立・実施されるもの。人的・資本関係が緊密である連合型は「総合型以外」に分類

※2:運用の基本方針は事業報告書に添付する形式とする

※3:専門資格とは管理運用業務(運用の基本方針や資産構成の決定、運用受託機関又は運用コンサルタントの選任、管理等)に関する資格(例えば、日本証券アナリスト協会認定アナリスト等)で、「有」の場合は資格名を記載、研修は企業年金連合会等が実施する管理運用業務に関する研修で、「有」の場合は受講した研修名を記載

DCの開示方法と開示項目(案)

- ✓ 開示項目は、毎年の事業主報告書、運営管理機関業務報告書の報告項目をベースとし、一部項目を追加
- ✓ 事業主・規約名は、規模によらず全件開示対象とする
- ✓ 個人情報保護の観点から、対象者が10人未満の項目は、非開示(事業年度ごとの報告内容に基づく)

開示項目	開示項目
制度情報	<ul style="list-style-type: none">・規約名、規約承認番号、制度開始月、事業年度開始年月日及び終了年月日、実施形態(総合型・総合型以外)(※1)、運用関連運営管理機関名、記録関連運営管理機関名・加入者数、加入者の平均年齢、運用指図者数・掛金総額(事業主掛金、加入者掛金別に)、加入者掛金拠出人数、加入者掛金拠出者の割合
運用状況	<ul style="list-style-type: none">・運用の方法ごとに、商品名/元本確保型か否かの分類/種類/資産額/加入者数/運用指図者数/選定期間(将来分のみ)/除外済か否か・運用実績(DC全体の運用利回り平均)
指定運用方法 の状況	<ul style="list-style-type: none">・提示の有無、商品名、種類、指定運用方法の適用人数、指定運用方法の適用資産額、当該指定運用方法を選定した年
加入者資格喪失者(離転職者) の情報	<ul style="list-style-type: none">・加入者資格喪失者(離転職者等)に占める特定運営管理機関に自動移換された者の割合
その他	<ul style="list-style-type: none">・事業所の所在地(都道府県)

本資料掲載のトピックス

«上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2024年度)» ⇒ P.23~25

ポイント

- 上場企業のうち、退職給付会計に関する詳細情報を開示している企業(2,793社)の2024年度の退職給付の状況について集計
- ポイントは以下の5点
 1. 積立比率は102.5%と前年度比4.2%ポイント上昇
 2. 割引率の平均は1.41%(前年度は0.92%)
 3. 期待運用収益率の平均は1.85%、前2年度の水準とほぼ横ばい
 4. 数理計算上の差異は合計で1.4兆円の利益が発生
(うち退職給付債務からの数理計算上の差異(利益)が2.2兆円発生)
 5. 退職給付費用は前年度から減少

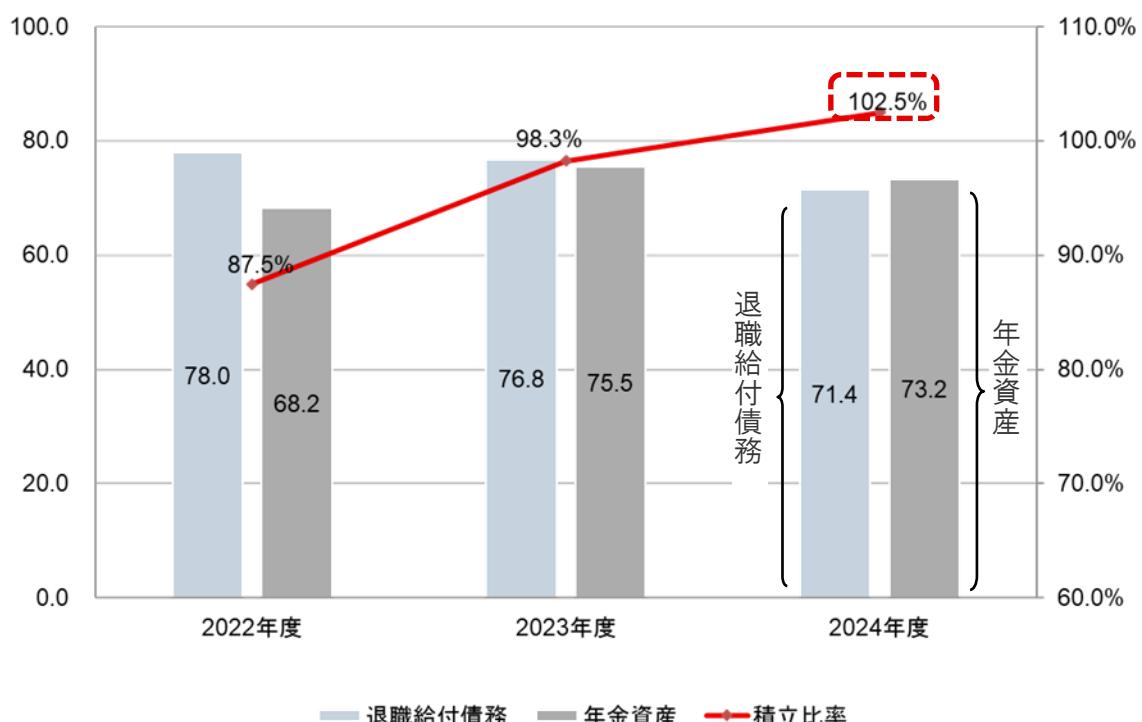
(注)日本経済新聞社のデータベース(日経NEEDS)を基に弊社作成

積立比率

積立比率が測定可能な全企業(対象社数2,793社)

- 積立比率(年金資産／退職給付債務)は102.5%、前年度に比べ4.2%ポイント上昇
- 退職給付債務、年金資産ともに前年度比減少したが、積立比率は上昇

(単位:兆円)



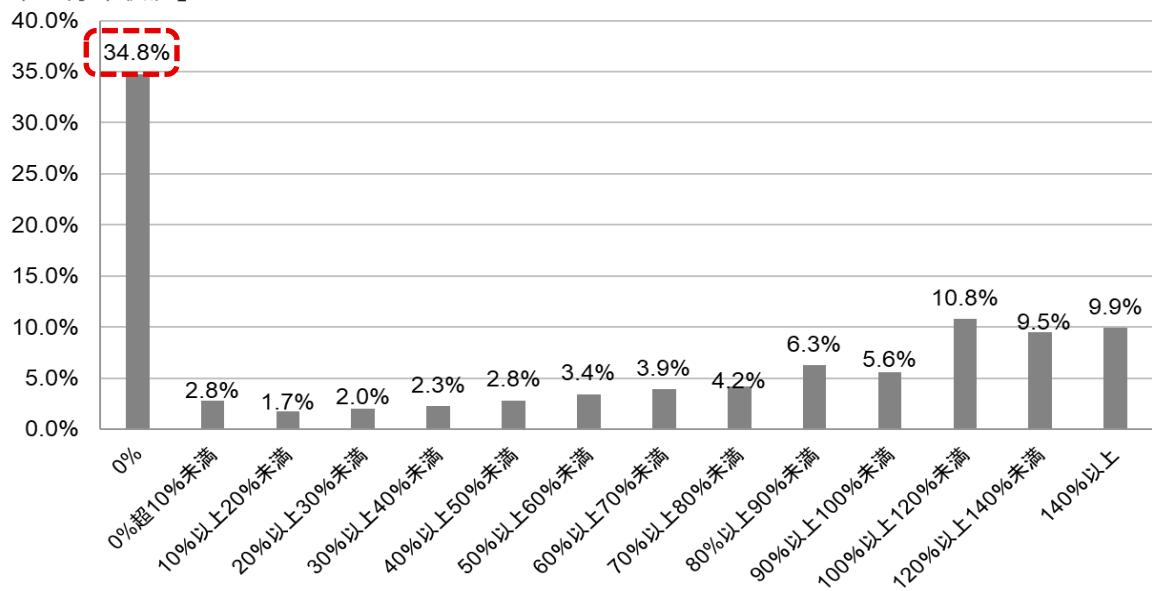
本資料掲載のトピックス

積立比率の分布・業種別積立状況

退職給付債務・年金資産の開示がある2,789社

▶ 積立のない制度を実施する企業は34.8%(集計対象2,789社中、970社)

【積立比率の分布状況】



【業種別の積立状況】

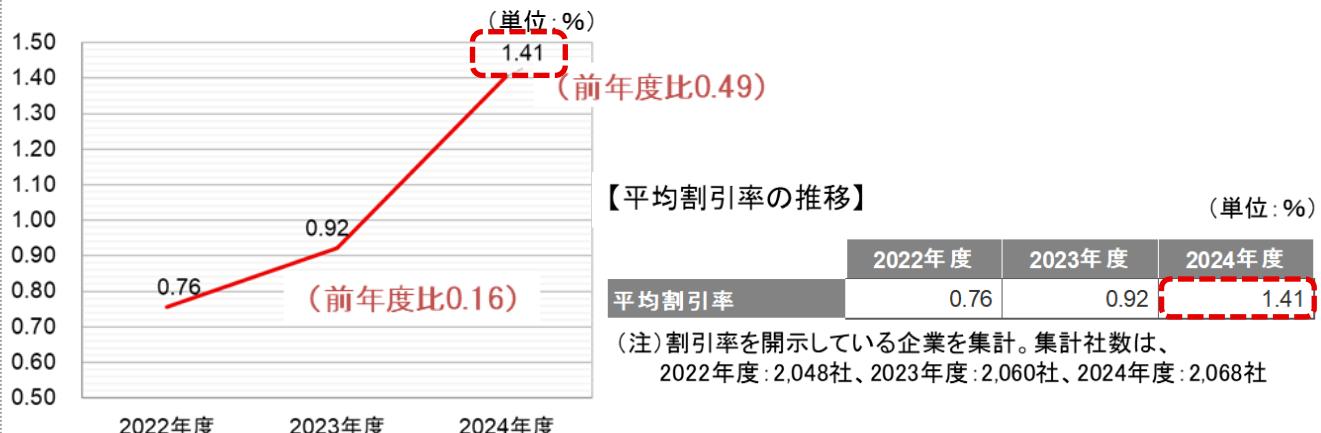
	退職給付債務 (A)	年金資産 (B)	(B) / (A)		退職給付債務 (A)	年金資産 (B)	(B) / (A)
水産・農林業	1,085	845	77.9%	その他製品	8,518	8,649	101.5%
鉱業	504	520	103.1%	電気・ガス業	34,122	30,264	88.7%
建設業	26,358	26,169	99.3%	陸運業	24,889	13,027	52.3%
食料品	26,187	25,188	96.2%	海運業	1,971	3,580	181.6%
繊維製品	4,116	3,371	81.9%	空運業	6,103	3,808	62.4%
パルプ・紙	3,739	4,453	119.1%	倉庫・運輸関連業	1,649	1,415	85.8%
化学	45,906	50,888	110.9%	情報・通信業	42,734	34,315	80.3%
医薬品	14,473	17,484	120.8%	卸売業	29,444	32,240	109.5%
石油・石炭製品	5,696	5,157	90.5%	小売業	12,267	11,320	92.3%
ゴム製品	9,135	8,708	95.3%	銀行業	62,170	114,415	184.0%
ガラス・土石製品	10,535	12,021	114.1%	証券	3,814	3,679	96.5%
鉄鋼	11,094	11,059	99.7%	保険業	18,383	13,009	70.8%
非鉄金属	8,774	9,988	113.8%	その他金融業	4,282	5,389	125.8%
金属製品	7,594	7,114	93.7%	不動産業	5,220	5,804	111.2%
機械	31,997	33,882	105.9%	サービス業	32,411	11,319	34.9%
電気機器	109,037	114,806	105.3%	その他	532	261	49.0%
輸送用機器	103,860	101,392	97.6%	合計	714,424	732,282	102.5%
精密機器	5,826	6,744	115.8%				

本資料掲載のトピックス

割引率の状況(平均推移)

割引率の開示のある企業

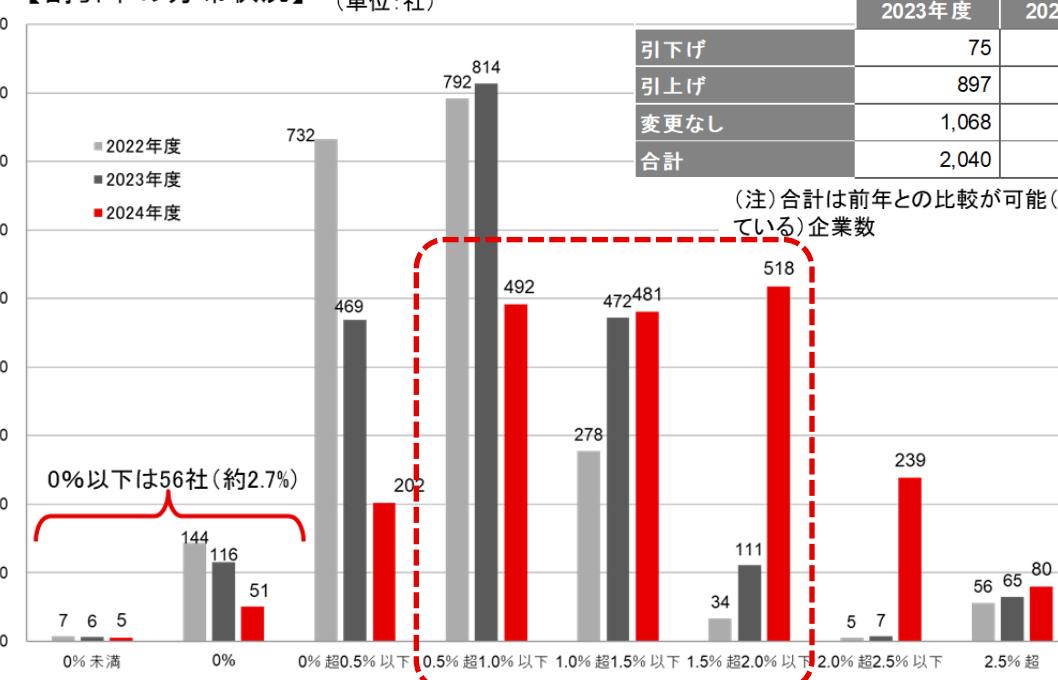
- 割引率(開示に幅がある場合は下限の値を集計)の平均は1.41%と、前年度よりも0.49%ポイント上昇
- 割引率をマイナスで設定した企業は5社(前年度は6社)、0%は51社(同116社)と、いずれも前年度より減少



割引率の状況(分布・変更状況)

- 割引率は0.5%超2.0%以下に7割超の企業が集中
- 約3割の会社は割引率を変更せず。引下げた企業は2.2%、引上げた企業は62.9%

【割引率の分布状況】 (単位:社)



【割引率の変更状況】

(単位:社)

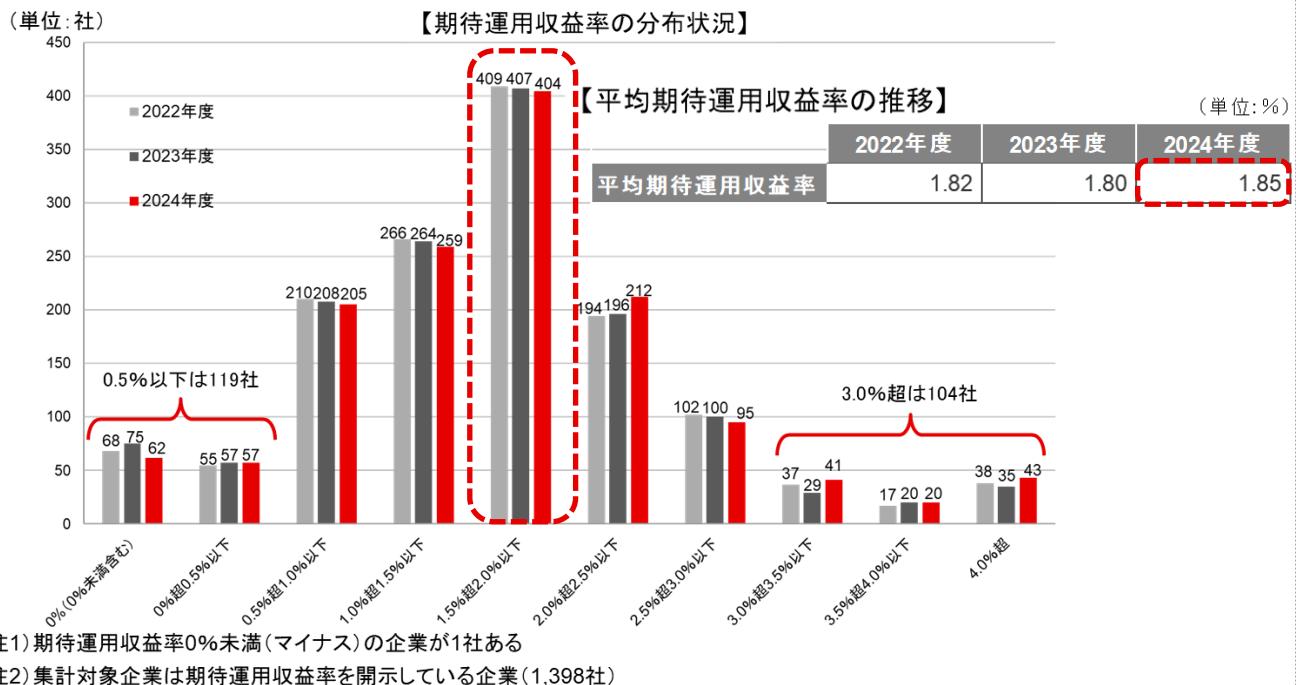
	2023年度	2024年度	構成比(2024)
引下げ	75	46	2.2%
引上げ	897	1,290	62.9%
変更なし	1,068	715	34.9%
合計	2,040	2,051	100.0%

(注)合計は前年との比較が可能(前年の数値が開示されている)企業数

本資料掲載のトピックス

期待運用收益率の分布状況・推移

- 期待運用收益率は平均1.85%、前2年度(2022年度:1.82%、2023年度:1.80%)の水準とほぼ横ばい
- 1.5%超2.0%以下が最も多いため、0%から4%超まで分布しており、社別のばらつきは大きい



割引率と期待運用收益率の設定状況

- ほとんどの企業が割引率を上回る期待運用收益率を設定
- 割引率の水準に関わらず、期待運用收益率にはばらつきがみられる

(単位:社)

期待運用收益率 割引率	0%未満	0%	0%超 0.5%以下	0.5%超 1%以下	1%超 1.5%以下	1.5%超 2%以下	2%超 2.5%以下	2.5%超 3%以下	3%超 3.5%以下	3.5%超	合計
0%未満	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
0%	0	7	1	8	6	5	5	2	2	0	36
0%超 0.5%以下	0	9	13	23	30	40	17	9	1	4	146
0.5%超 1.0%以下	0	24	13	61	72	102	44	25	10	16	367
1.0%超 1.5%以下	0	11	16	55	69	100	37	24	12	15	339
1.5%超 2.0%以下	1	8	11	47	68	117	80	21	12	5	370
2.0%超 2.5%以下	0	1	2	9	12	37	27	11	3	14	116
2.5%超 3.0%以下	0	1	0	2	0	1	1	2	1	1	9
3.0%超 3.5%以下	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	3
3.5%超	0	0	0	0	1	0	1	1	0	7	10
合計	1	61	56	205	259	404	212	95	41	63	1397

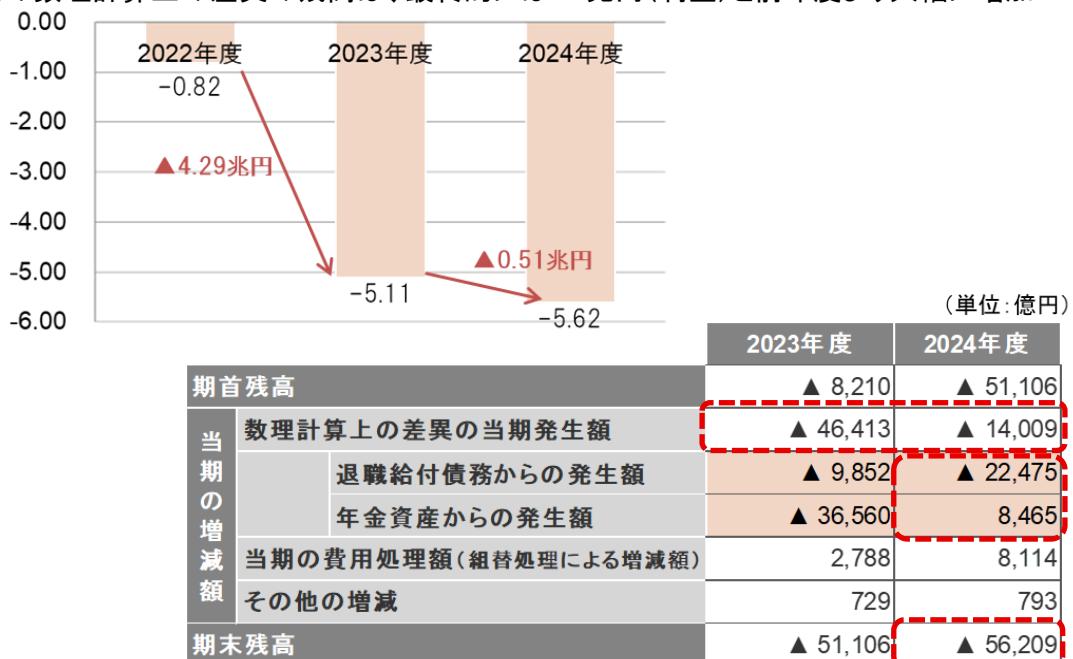
(注1)赤で囲んだ部分が割引率と期待運用收益率が同水準である企業数(赤枠より右側は期待運用收益率>割引率)
(注2)P14における期待運用收益率の集計社数(1,398社)より1社少ないのは、割引率の開示がない企業が1社あるため

本資料掲載のトピックス

未認識数理計算上の差異の状況

数理計算上の差異残高を計上しており、かつ、IFRS適用企業を除いた集計(対象社数1,742社)

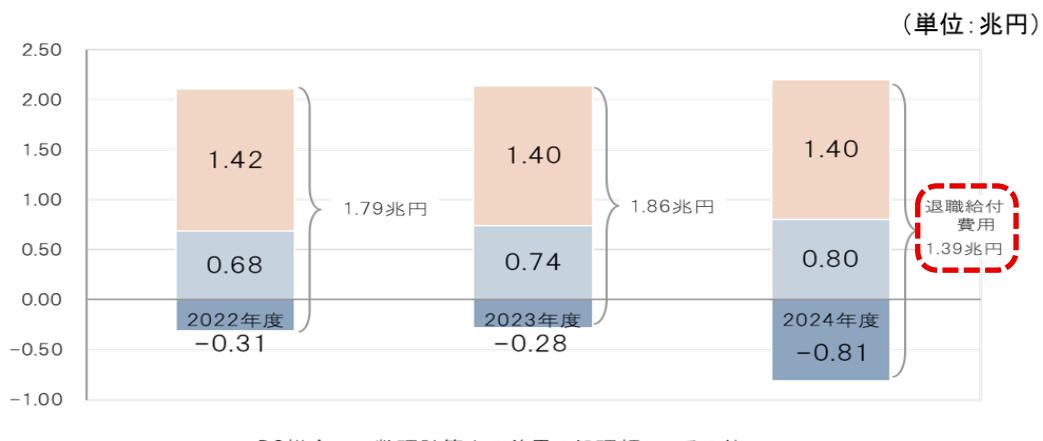
- 数理計算上の差異は、1.4兆円の利益、前年度(4.6兆円の利益)と比べ大幅減
- 退職給付債務からの数理計算上の差異(利益)が2.2兆円、年金資産からの数理計算上の差異(損失)が0.8兆円発生
- 期末の数理計算上の差異の残高は、最終的には5.6兆円(利益)と前年度より大幅に増加



退職給付費用

IFRS適用企業を除いた集計(対象社数2,605社)

- 退職給付費用の合計は1.39兆円と、前年度(1.86兆円)から減少
- 退職給付費用のうちDC掛金を除いた、いわゆるDB費用は0.59兆円、前年度の1.12兆円に比べて減少



(注)その他は、勤務費用、利息費用、期待運用収益、過去勤務費用その他の合計です。

本資料掲載のトピックス

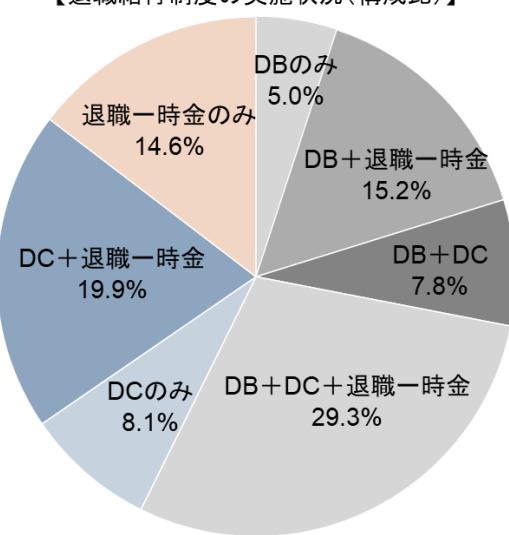
制度実施状況

- DB実施企業は1,492社(実施比率57.3%)、DC実施企業は1,696社(同65.2%)であり、DBよりDCがやや多い
- 退職一時金制度は8割の企業で実施

【退職給付制度の実施状況(社数)】

	2022年度	2023年度	2024年度	実施比率 2024年度
DB実施企業	1,479	1,483	1,492	57.3%
DB実施企業	DBのみ	143	137	5.0%
	DB+退職一時金	404	394	15.2%
	DB+DC	192	197	7.8%
	DB+DC+退職一時金	740	755	29.3%
DC実施企業	1,624	1,667	1,696	65.2%
DC実施企業	DCのみ	190	206	8.1%
	DC+退職一時金	502	509	19.9%
退職一時金実施企業	2,028	2,039	2,057	79.0%
退職一時金実施企業	退職一時金のみ	382	381	14.6%
	合計	2,553	2,579	100.0%
(開示のない企業)	240	214	190	

【退職給付制度の実施状況(構成比)】



退職給付信託の設定状況

- 退職給付信託の設定社数は398社、集計対象企業の14.2%が設定
- 特に、年金資産残高100億円を超えると、約4割の企業で設定されている
- 設定企業では、平均的には年金資産の30%前後を退職給付信託が占めている

【退職給付信託の設定状況(年金資産ごとに表示)】

(単位:社、億円)

	社数	うち設定社数	設定比率	資産残高平均 (A)	退職給付信託 残高平均(B)	(B)/(A)
3,000億円以上	52	10	19.2%	11,533	4,486	38.9%
1,000億円以上 3,000億円未満	90	30	33.3%	1,571	446	28.4%
500億円以上 1,000億円未満	97	45	46.4%	751	245	32.6%
300億円以上 500億円未満	106	42	39.6%	371	108	29.1%
100億円以上 300億円未満	245	96	39.2%	189	60	31.8%
50億円以上 100億円未満	232	69	29.7%	71	23	32.6%
50億円未満	1,971	106	5.4%	25	11	46.3%
合計	2,793	398	14.2%	597	207	34.7%

(注)資産残高平均(A)は、当該規模の企業のうち退職給付信託を設定している企業の平均残高

(※)退職給付信託は、日本基準では開示が要請されているが米国基準及びIFRSでは必ずしも開示が義務付けられていない。また、日本基準で開示が要請されるのは、①企業年金を対象に設定された制度で、②退職給付信託資産の残高が企業年金も合わせた年金資産合計に対して重要性がある場合、である。集計数値は退職給付の注記で開示されたものを集計しているため、実際の設定企業数あるいは資産残高は、上記集計値を上回っていると考えられる

1. 公的年金及び企業年金制度関連

1-1. 「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」の公布

～確定給付企業年金における裁定手続き等のオンライン化について～

- ・ 2025年9月30日、年金制度における各種手続きのオンライン化を目的とした「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」が公布
- ・ 確定給付企業年金においては、オンライン手続きで給付の裁定の請求等が可能である旨、DB法施行規則に明記

三菱UFJ年金ニュースNo.559【配信日】2025年10月1日

概要・背景

- ✓ 年金制度における各種手続きのオンライン化を目的とした「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」※¹が、9月30日に公布されました※²。
- ✓ 確定給付企業年金(以下、DB)においては、オンライン手続きで給付の裁定の請求等が可能である旨、DB法施行規則※³に明記されました。本年金ニュースでは、DBの事業主・基金さまの実務に関連する改正内容についてご案内いたします。
- ✓ 本省令改正に伴うDBの規約変更手続きや、信託4社が共同利用を予定している新システム「LIBE」との関係性については、今後「DB年金事務ニュース」で詳細をご案内する予定です。

※1 国民年金基金規則等の一部を改正する省令

<https://www.kanpo.go.jp/20250930/20250930g00218/20250930g002180314f.html>

※2 意見募集開始について(年金ニュースNo.556でご案内)

https://www.tr.mufg.jp/houjin/jutaku/nnews/pdf/nnews_2025_143.pdf?20250910

※3 確定給付企業年金法施行規則の一部改正

<https://www.kanpo.go.jp/20250930/20250930g00218/20250930g002180322f.html>

施行期日

2025年10月1日

1-1. 「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」の公布

～確定給付企業年金における裁定手続き等のオンライン化について～

DBの主な改正ポイント

	内容
①	「事業主が行う基金への氏名変更の届出」、「受給権者の氏名・住所変更の届出」の方法について、書面での提出に加え、電子情報処理組織（パソコンやスマートフォン等を用いたオンライン手続き、以下同じ）での提出が明記されました。 (関連条項:DB規則第23条の2、DB規則第23条の3)
②	「給付の裁定の請求」の方法について、書面での提出に加え、電子情報処理組織での提出が明記されました。 また、以下に該当する場合、添付書類を省略できる旨規定されました。 <u>(1)生年月日を証する書類</u> 受給権者が給付の裁定の請求にマイナンバーカードに登載された「署名用電子証明書」を付加して事業主等に提出した場合は省略可 <u>(2)(1)以外の書類</u> 受給権者がマイナポータルから取得した情報を事業主等に提出した場合は省略可 (関連条項:DB規則第33条)
③	「未支給の給付の請求」の方法について、書面での提出に加え、電子情報処理組織での提出が明記されました。 また、受給権者がマイナポータルから取得した情報を事業主等に提出した場合、書類の添付を省略できる旨規定されました。 (関連条項:DB規則第34条)
④	老齢給付金の支給開始後5年以内に一時金を請求する場合、特別な事情があることを明らかにする書類の提出方法について、書面での提出に加え、電子情報処理組織での提出が明記されました。 (関連条項:DB規則第35条)
⑤	移換元DBから脱退一時金相当額の移換を受けた際に移換先DBの事業主等が行う中途脱退者への「脱退一時金相当額の移換を受けた旨の通知」の方法について、書面での提供に加え、電子情報処理組織での提供が明記されました。 (関連条項:DB規則第89条の6)
⑥	企業年金連合会と受給権者間の手続き等について、オンラインでの対応が規定されました。 (関連条項:DB規則第104条の17、DB規則第104条の19、DB規則第104条の21)
⑦	「死亡の届出」の方法について、書面での提出に加え、電子情報処理組織での提出が明記されました。 また、遺族がマイナポータルから取得した情報を事業主等に提出した場合、書類の添付を省略できる旨規定されました。 (関連条項:DB規則第118条)

1-1. 「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」の公布

～確定給付企業年金における裁定手続き等のオンライン化について～

主な改正内容

1. 氏名・住所変更の届出について

以下手続きについて、電子情報処理組織での提出を可能とすることが明記されました。

- ・事業主から基金への氏名変更の届出 (DB規則第23条の2)
- ・受給権者から事業主等への氏名・住所変更の届出(DB規則第23条の3)

提出方法	
変更前	書面での提出のみ
変更後	書面または電子情報処理組織での提出

2. 給付の裁定の請求について

給付の裁定の請求(未支給給付を含む)(DB規則第33条、第34条)について、電子情報処理組織での提出を可能とすることが明記されました。

また、給付の裁定の請求を電子情報処理組織で行う際、受給権者がマイナンバーカードに登載された「署名用電子証明書」を付加して事業主等に提出した場合、「生年月日を証する書類」の添付が省略できます。

その他の証明書類(※)については、受給権者がマイナポータルから情報を取得して事業主等に提出した場合、添付が省略できます。

※「その他規約で定める給付の支給を受けるための要件を満たすことを証する書類」、「障害給付金、遺族給付金や未支給給付の裁定請求時に添付する書類」

提出方法	
変更前	書面での提出のみ ＜添付＞ ①生年月日を証する書類(※) ※事業主等が機構保存本人確認情報で生年月日を確認した場合添付省略可 ②その他の証明書類
変更後	書面または電子情報処理組織での提出 ＜添付＞ ①生年月日の証明書(※) ※以下いずれかの方法で提出省略可 ・事業主等が機構保存本人確認情報で生年月日を確認した場合 ・裁定の請求に署名用電子証明書を付加して提出した場合 (今回追加) ②その他の証明書類(※) ※マイナポータルから情報を取得して提出した場合省略可 (今回追加)

1-1. 「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」の公布

～確定給付企業年金における裁定手続き等のオンライン化について～

3. 死亡の届出について

DBの受給権者が死亡したときは、遺族は30日以内に事業主等に届け出なければなりませんが、この死亡の届出(DB規則第118条)について、電子情報処理組織での提出が可能であることが明記されました。

また、「受給権者の死亡を証する書類」について、遺族がマイナポータルから死亡情報を取得して事業主等に提出した場合は添付が省略できます。

ただし、現状はマイナポータルから死亡情報は取得できません。将来的に取得できるようになることを想定したものです。

	提出方法
変更前	書面での提出のみ ＜添付＞ 受給権者の死亡を証する書類
変更後	書面または <u>電子情報処理組織</u> での提出 ＜添付＞ 受給権者の死亡を証する書類(※) ※マイナポータルから情報を取得して提出した場合省略可。 ただし、現在は取得不可(今回追加)

1-2. 第1回「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」開催

- ・ 2025年10月7日、第1回「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」が開催
- ・ 懇談会は「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025」及び「2025年年金改正法」に明記された施策を具体化するために設置

～以下、メールマガジン「第1回「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」開催」転載～【配信日】2025年10月8日

10月7日、第1回「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会（以下、懇談会）」が開催されました。懇談会は「加入者のための運用の見える化」等について議論を行うために設置されたものです。

今回の議論の主な内容をお伝えします。

<懇談会の設置主旨>

○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025」及び「2025年年金改正法」に明記された施策を具体化するために設置

○次の議題について検討

- ・企業年金の加入者のための運用等の見える化の具体化
- ・企業型DCの適切な商品選択のための取組・推進
- ・DBにおけるインフレ抵抗力の確保の観点からの取り組み事例の整理等

<今回の議題>

(1)企業年金の加入者のための運用等の見える化の具体化について

(2)企業型DCの適切な商品選択のための取組・推進について

(3)その他(DBにおけるインフレ抵抗力の確保)

<主な内容>（事務局からの説明内容）

(1)企業年金の加入者のための運用等の見える化の具体化について

- ・企業年金の情報を一般に開示することで、他社との比較や分析ができるような環境を整え、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにする

- ・開示項目は、インターネットサイト上に公表する

- ・加入者等の理解を促進する観点から検索性を持たせつつ、各企業年金の概要や詳細内容のほか、他の企業年金との比較が可能となるようにする

- ・厚生労働省や運営管理機関連絡協議会で集計している統計情報の充実を進める
(自社以外の企業年金との比較が可能となるような統計情報の提供を検討)

1-2. 第1回「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」開催

【DBの見える化(案)】

- ・毎年の事業報告書、決算に関する報告書の報告項目をベースとし、運用状況や専門人材の活用状況に関する項目を新たに事業報告書に追加
- ・開示対象は、加入者100名以上又は資産額10億円以上のDBを想定
(ただし、制度の基本情報については規模によらず全DB開示対象とする)
- ・個人情報保護の観点から対象者が10人未満の項目については非開示とすることを検討

(開示項目案)

- ・基本情報(基金名、事業所名、設立実施形態、加入者数等)
- ・制度設計(年金支給期間、給付設計、予定利率、掛金相当額等)
- ・給付実績(給付件数、給付総額等)
- ・財政状況(積立金、責任準備金、最低積立基準額、標準掛金、特別掛金、成熟度等)
- ・資産運用状況(運用の基本方針、期待收益率、リスク、資産構成割合、運用実績等)
- ・実施体制(資産運用委員会の有無、コンサル会社の活用有無、専門性の確保・向上の取組等)

(既存の報告書ないし、新規報告項目案)

- ・積立金管理運営業務の専門資格の有無と有する資格
- ・企業年金連合会等が実施する管理運用業務に関する研修受講有無と受講した研修
- ・年金資産運用に関する実務期間を概ね3年以上有している者の有無

【DCの見える化(案)】

- ・DCは事業主の業務報告書の報告項目をベースとする
- ・事業所名・規約名は規模によらず全件開示対象とする
- ・個人情報保護の観点から対象者が10人未満の項目については非開示とすることを検討

(開示項目案)

- ・制度情報(規約名、実施形態、運営管理機関名、RK機関名、加入者数、掛金総額等)
- ・運用方法(運用方法ごとの商品名/資産額/加入者数/選定年度、運用実績等)
- ・指定運用方法の状況(商品名、適用人数、適用資産額、選定年度等)
- ・加入者資格喪失者(自動移換者の割合等)
- ・事業所所在地等

1-2. 第1回「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」開催

【スケジュール案】

- ・2025年度内：新システムの要件整理等
- ・2026年度～：新システム設計・開発・テスト等の実施
(企業、受託機関、運営管理機関等でのシステム対応等の準備)
- ・2027年度中：新システムの稼働
(新規報告項目を加えた様式によるオンラインでの提出を開始)
(毎年の報告書についてはオンラインでの提出が前提となる)

(2)企業型DCの適切な商品選択のための取組・推進について

- ・運営管理機関、企業、加入者の各段階において、適切な運用方法が選択されることが重要
- ・運営管理機関は、選定している運用商品について適切にモニタリングし、適時の見直しを提案していく事が求められる
- ・事業主は、加入者が適切に商品を選択できるよう投資教育の実施、運営管理機関の評価等に継続的に取り組んでいく必要がある

【適切な商品選択のための取組】

- ・厚生労働省HPで、継続投資教育の充実を図る等の情報配信を拡充
- ・「適切な商品選択に向けた取組のために」と題するガイドブックを作成、周知
- ・運営管理機関に対して加入者等の最善の利益を勘案した商品選定・適切な商品入替等を促す
- ・企業年金の運用等の見える化を通じて加入者等の最善の利益のための運営を改善
- ・適切な商品選択に向けた投資教育に関する事例紹介
(双方向型研修、オンライン研修、社内報、社内掲示板の利用、定期的な情報配信等)

(3)その他(DBにおけるインフレ抵抗力の確保)

- ・内閣官房「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」において、「インフレ抵抗力が確保されるよう、DBの運用のあり方を含め事例を整理公表する」と明記
- ・受託機関等とも連携・協力してDBにおける事例に収集・整理を行う

【DBのインフレ抵抗力の確保として考えられる例】

- ・給付額の基礎となる基準給与、支給乗率の引上げ
- ・ポイント制におけるポイント単価の増額
- ・CBプランにおける拠出クレジットや再評価率の引上げ
- ・リスク分担型企業年金や運用実績型CBの採用

1-2. 第1回「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」開催

<主な意見>

- ・情報開示の目的が加入者そのためであることを法令等に明記すべき
- ・情報開示の目的外使用の禁止について規定しHP等で明示すべき
- ・加入者の理解を深めるため、情報開示項目の説明を明記すべき
(複数の構成員から同様の意見あり)
- ・DB給付額や掛金を開示すると、総額と加入者数から1人当たりの金額が把握できてしまう、これらは企業の報酬戦略であり一般に開示すべきものではない
- ・DB給付額は退職金の移行割合に、掛金は予定利率により異なるものであり他との比較は加入者に誤認を与える可能性があり開示は妥当ではない
- ・DBは労働条件に関する開示であるが、加入者目線で考えると関心が高い項目と考える
- ・加入者にとって何がメリットになる項目かを今後検討していく必要がある
- ・DCの情報開示は事業主や加入者の行動変容に繋がるものでなければ意味がない
- ・情報開示については事業主の負荷も考慮する必要がある

<今後の予定について>

- ・開示項目は今年中に確定させる予定、次回の懇談会の開催時期は来年年明けを予定
- ・2027年度中の情報開示の開始に向けて準備が進められていく見込みです

<ご参考資料>

○厚生労働省 第1回「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」
(2025年10月7日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_64227.html

○内閣官房「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」(2025年6月13日)
P70,74参照

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2025.pdf#page=74

1-3. 「確定給付企業年金制度について」及び「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正通知の発出

- ・ 2025年10月15日、「確定給付企業年金制度について」及び「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正通知が発出
- ・ 「DB給付減額判定基準の見直し」及び「集中月における規約申請の早期化」に関して見直される

三菱UFJ年金ニュースNo.560【配信日】2025年10月16日

ポイント

- 10月15日、「確定給付企業年金制度について(以下、DB法令解釈通知)」及び「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(以下、DB承認認可基準通知)」の一部改正通知が発出されました※1・※2。
- また、意見募集の結果についても同日付で公示されました※3。
- 「DB給付減額判定基準の見直し」及び「集中月における規約申請の早期化」に関して、以下見直しが行われます。

<改正内容>

1. 「DB給付減額判定基準」において、一定の要件を満たした場合は、例外的に「給付減額」として取り扱わることができる規定を追加
2. 規約の審査事務を円滑に行うことへの協力を呼びかけることを目的として、適用日を4月又は10月とする申請は、適用日の3ヶ月前などの早期に申請を行うことが円滑な規約の施行に資すると考えられる旨を追加

※1 「確定給付企業年金制度について」の一部改正について

※2 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について

※3 「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案等に関する御意見募集の結果について

適用日

- 適用日：2025年10月15日

1-3. 「確定給付企業年金制度について」及び「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正通知の発出

改正概要

1. DB給付減額判定基準の見直し「DB法令解釈通知の改正」

項目	改正内容
第1 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項	<p>【追加】以下のすべてに該当する場合は、給付減額として取り扱わないことができる規定を追加</p> <ul style="list-style-type: none">加入者(受給権者を除く。)の給付設計の変更であること通常予測給付現価が減少する各加入者の給付の名目額※が増加する給付設計の変更であること ※ 基礎率のうち予定利率を零として算出した通常予測給付現価最低積立基準額が減少しない又は少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかつたとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けていること
2. 給付の額を減額する場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none">通常予測給付現価が減少する加入者の3分の2以上で組織する労働組合の同意を得ること ただし、実施事業所が二以上であるときは、全部又は一部の各実施事業所について当該同意を得ることにより、当該同意を得た実施事業所の加入者について給付の額の減額として取り扱わなものとすることができる <p>【留意事項の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none">給付の選択肢を追加する場合の取扱いについても、改正後の給付減額判定基準に基づく

(注1) パブリックコメントに対する回答では「本件取扱いについては、労使間の十分な話し合いを前提として認めるものであり、労使間の交渉ができる体制として対象加入者の3分の2以上で組織する労働組合の同意があることを要件としています。」とされており、労働組合がない場合の取り扱いは従前どおりとなります。

2. DB規約申請期日の見直し「DB承認認可基準通知の改正」

項目	現行	改正内容
3. 規約の承認又は基金の設立認可等の申請に関する事項 (2)標準処理期間	<ul style="list-style-type: none">承認又は認可の申請等についての標準処理期間は2ヶ月とすることから、当該申請にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること	<p>【追加】申請の期日について以下の文言を追加</p> <ul style="list-style-type: none">なお、適用日を4月又は10月とする規約の申請が集中する実態に鑑み、当該申請については、適用日の3ヶ月前などの早期に申請を行うことが円滑な規約の施行に資すると考えられること

(注2) 上記「DB規約申請期日の見直し」については、円滑な規約の施行のために協力を呼び掛ける趣旨であり、強制力を伴うものではない旨を厚生労働省に確認しております。

1-4. 「確定拠出年金における他制度掛金相当額等の算定通知」 の一部を改正する通知案に関する意見募集開始

- 2025年10月22日、「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について」の一部を改正する通知案に関する意見募集が開始
- 「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令」における「厚生労働省が認める算定方法」等を明示するため、算定通知が改正される

三菱UFJ年金ニュースNo.561【配信日】2025年10月28日

概要

- 10月22日、「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について(令和3年9月1日年企発0901第2号)(以下、算定通知)」の一部を改正する通知案に関する意見募集※1が開始されました。
- 「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令(令和3年厚生労働省令第150号)(以下、算定省令)」における「厚生労働省が認める算定方法」等を明示するため、算定通知が改正されます。

<改正内容>

1. 算定省令に定める「厚生労働大臣が認める者」の定義の明確化
2. 算定省令に定める「厚生労働省が認める算定方法」の定義の明確化
3. 積立金の額を考慮して標準掛金を計算する場合の他制度掛金相当額についての算定方法の明確化
4. 算定省令に定める「他制度掛金相当額の算定が困難であると厚生労働省が認める場合」の明確化



明確化が主な内容であり、変更による影響は限定的

[※1 「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について\(通知\)」の一部を改正する通知案に関する御意見募集について](#)

<意見募集期限> 2025年11月21日15時0分

適用期日

- 発出日 : 2025年12月上旬(予定)
- 適用期日 : 発出日

1-4. 「確定拠出年金における他制度掛金相当額等の算定通知」 の一部を改正する通知案に関する意見募集開始

改正案の内容

○算定通知及び算定通知Q&Aの改正(案)

算定省令	改正内容
第3条第1項第1号に定める「厚生労働大臣が認める者」の明確化	<ul style="list-style-type: none">確定給付企業年金の加入者に係る標準掛金の計算に用いた特定の年齢で確定給付企業年金に加入する標準的な加入者であることを明示
第3条第1項第4号に定める「前三号の算定方法に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める算定方法」の明確化	<ul style="list-style-type: none">標準掛金の計算に用いている財政方式の区分に応じて次に定める方法であるものとして、算定通知Q&Aを改正<ul style="list-style-type: none">① 現在加入者の将来期間分給付現価及び将来加入者の給付現価を算定の基礎とする財政方式を用いている場合 算定省令第3条第1項第2号に規定する方法(開放基金方式)② ①以外の場合で将来加入者の給付現価を算定の基礎とする財政方式の場合 算定省令第3条第1項第1号に規定する方法(加入年齢方式)③ ①及び②以外の場合で現在加入者の将来期間分の給付現価を算定の基礎とする場合 算定省令第3条第1項第3号に規定する方法(閉鎖型総合保険料方式)④ その他①から③までにより難い場合 算定省令第4条に規定する方法(加入者1人あたりの標準掛金額)
積立金の額を考慮して標準掛金を計算する確定給付企業年金の他制度掛金相当額の明確化	<ul style="list-style-type: none">財政方式を加入年齢方式^{※2}又は開放基金方式^{※3}とし、積立金の額を考慮して標準掛金を計算する確定給付企業年金に係る他制度掛金相当額は、積立金の額を考慮せずに標準掛金を計算する場合と同様の方法(算定省令第3条第1項第1号又は第2号に規定する方法)により算定することを算定通知Q&Aに追加 <p>※2 加入年齢方式は、特定の年齢で加入する標準的な加入者に係る将来の給付に要する費用に充てるための標準掛金額を計算する財政方式</p> <p>※3 開放基金方式は、加入者及び加入者となる者に係る将来の給付に要する費用に充てるための標準掛金額を計算する財政方式</p>
算定省令第4条に定める「前条の算定方法による他制度掛金相当額の算定が困難であると厚生労働大臣が認める確定給付企業年金」の明確化	<ul style="list-style-type: none">財政方式を閉鎖型総合保険料方式とする確定給付企業年金において、標準掛金の計算に当たって将来分と過去分の通常予測給付現価を分けることが困難な場合が該当するものとして、算定通知のQ&Aを改正

1-5. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2024年度)

- ・ 2024年度(2024年4月~2025年3月決算)の積立比率は102.5%、前年度比4.2%ポイント上昇
- ・ 数理計算上の差異は1.4兆円の利益が発生

三菱UFJ年金ニュースNo.562【配信日】2025年10月29日

ポイント

上場企業のうち、退職給付会計に関する詳細情報を開示している企業(2,793社)の2024年度の退職給付の状況について集計しました。

ポイントは以下の4点です。

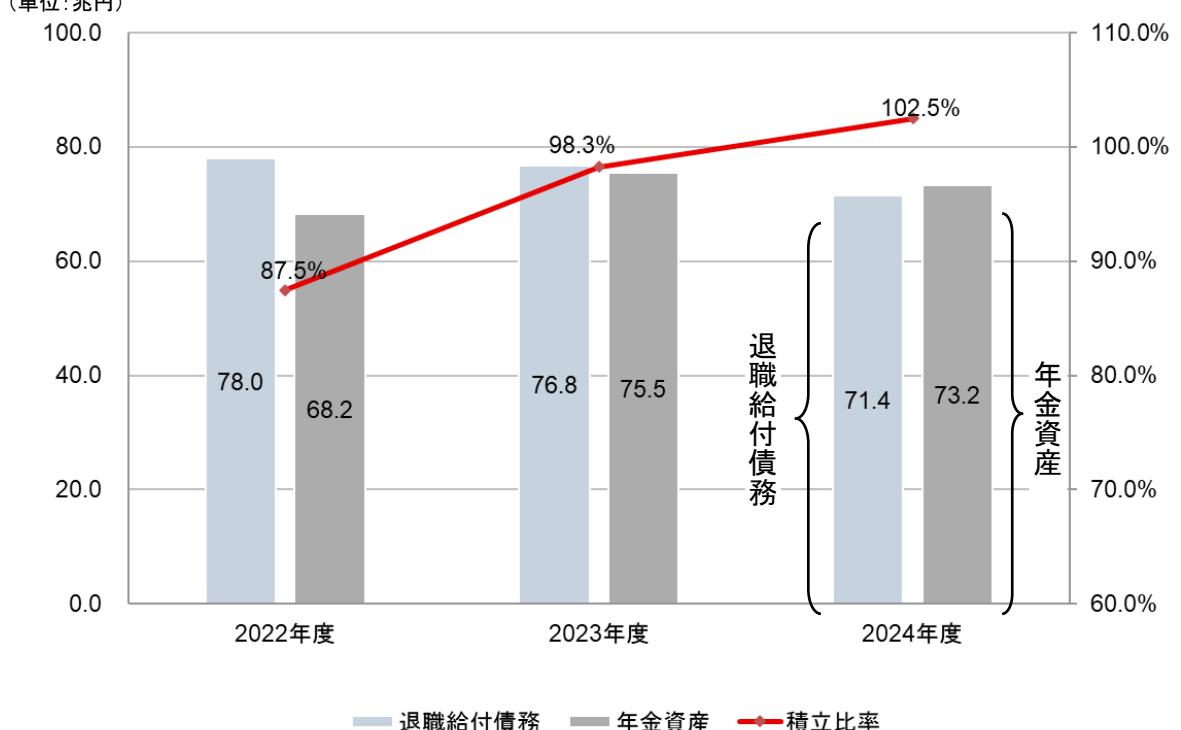
1. 積立比率は102.5%と前年度比4.2%ポイント上昇
2. 割引率の平均は1.41%(前年度は0.92%)
3. 数理計算上の差異は合計で1.4兆円の利益が発生
(うち退職給付債務からの数理計算上の差異(利益)が2.2兆円発生)
4. 退職給付費用は前年度から減少

(注)日本経済新聞社のデータベース(日経NEEDS)を基に弊社作成

積立比率

積立比率が測定可能な全企業(対象社数2,793社)

(単位:兆円)

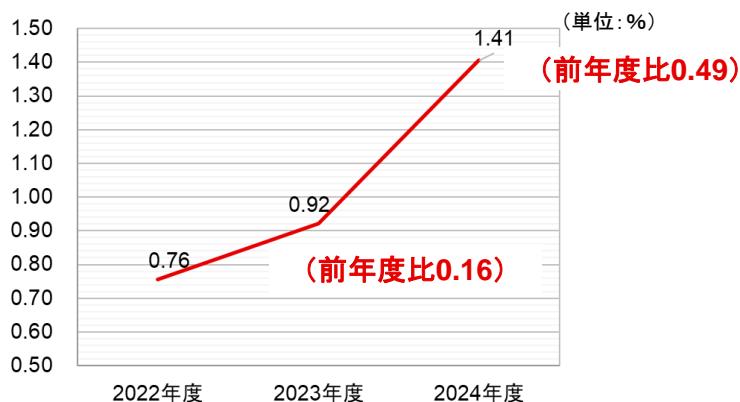


1-5. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2024年度)

割引率の状況

割引率の開示のある企業

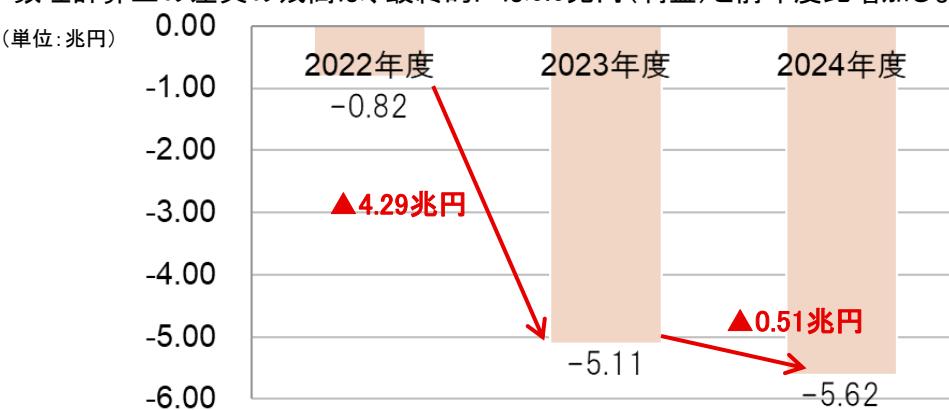
- 割引率(開示に幅がある場合は下限の値を集計)の平均は1.41%と、前年度よりも0.49%ポイント上昇しました。
- 割引率をマイナスで設定した企業は5社(前年度は6社)、0%は51社(同116社)と、いずれも前年度より減少しています。



未認識数理計算上の差異の状況

数理計算上の差異残高を計上しており、かつ、
IFRS適用企業を除いた集計(対象社数1,742社)

- 年金資産からの数理計算上の差異(損失)が0.85兆円、退職給付債務からの数理計算上の差異(利益)が2.2兆円発生、合計で1.4兆円(利益)となっています。
- 数理計算上の差異の残高は、最終的には5.6兆円(利益)と前年度比増加しました。



		2023年度	2024年度
当期の増減額	期首残高	▲ 8,210	▲ 51,106
	数理計算上の差異の当期発生額	▲ 46,413	▲ 14,009
	退職給付債務からの発生額	▲ 9,852	▲ 22,475
	年金資産からの発生額	▲ 36,560	8,465
	当期の費用処理額(組替処理による増減額)	2,788	8,114
	その他の増減	729	793
期末残高		▲ 51,106	▲ 56,209

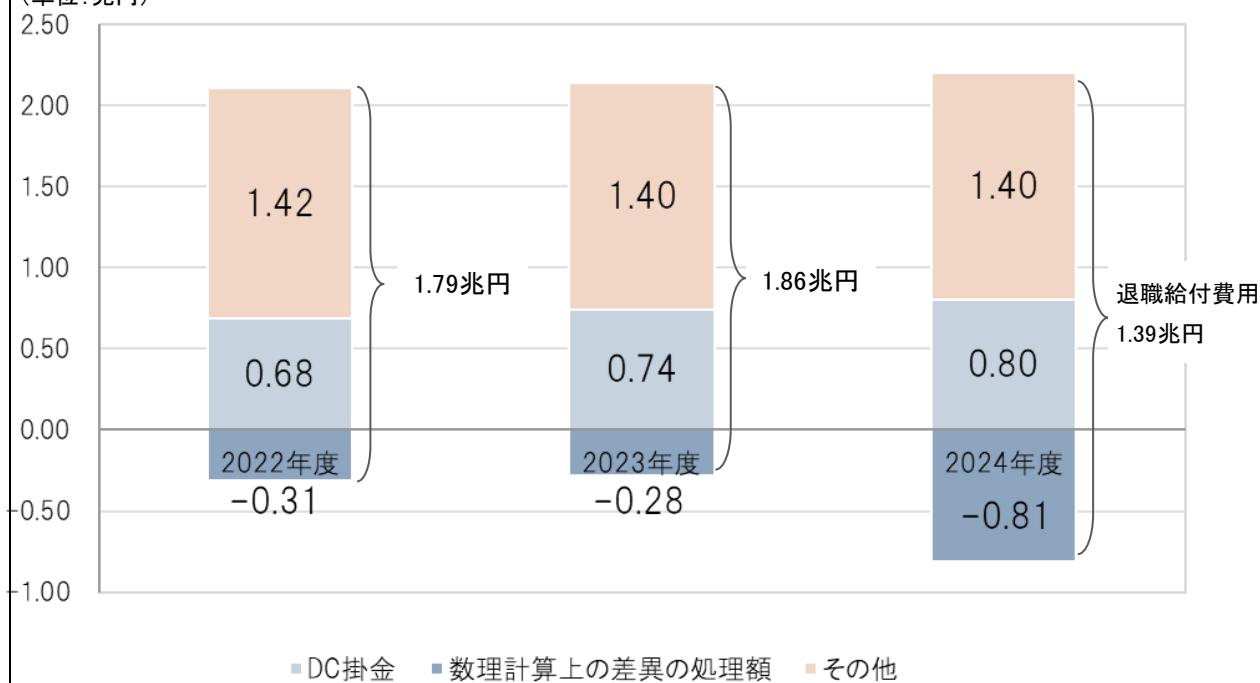
1-5. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2024年度)

退職給付費用

IFRS適用企業を除いた集計(対象社数2,605社)

- 退職給付費用の合計は1.39兆円と、前年度(1.86兆円)から減少しました。
- 退職給付費用のうちDC掛金を除いた、いわゆるDB費用は0.59兆円、前年度の1.12兆円に比べて減少しています。

(単位:兆円)



(注)その他は、勤務費用、利息費用、期待運用収益、過去勤務費用その他の合計です。

1-6. 「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令」の公布

- 2025年10月31日、「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令」が公布
- 従前「簡易型DC」のみに適用されていた規定を削除することにより、一般の企業型DCにも適用されるよう省令が改正された

三菱UFJ年金ニュースNo.563【配信日】2025年11月5日

内容

- 10月31日、「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令」が公布されました※¹。
- 従前「簡易型DC」のみに適用されていた規定を削除することにより、一般の企業型DCにも適用されるよう省令改正が行われました。
- また、意見募集の結果についても同日付で公示されましたが、提出意見はありませんでした※²。

<改正内容>

1. 企業型DCに係る規約の承認申請及び変更承認申請時の添付書類について、「運営管理業務の委託に関する契約書」及び「資産管理に関する契約書」が削除されました。
2. 一般の企業型DCにおける、規約の軽微な変更の取扱いについて、「運営管理機関の行う業務」「運営管理業務委託契約に関する事項」「資産管理契約に関する事項」「事業主掛金の納付に関する事項」「企業型年金加入者掛金の納付に関する事項」が追加され、これまで承認申請が必要であった一部事項が届出となりました。

[※1「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令」\(2025年10月31日\)公布](#)

[※2「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について」](#)

施行日

- 施行期日 : 2026年4月1日

1-6. 「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令」の公布

改正内容

項目	改正前	改正後
規約の承認申請及び変更承認申請時の添付書類	<p>＜簡易型DCのみに適用されていた省略可能な添付書類＞ (DC法施行規則 第3条及び第6条)</p> <p>① 運営管理業務の委託に関する契約書 ② 資産管理に関する契約書</p>	<ul style="list-style-type: none">一般的企業型DCに係る規約の承認申請及び変更承認申請時の添付書類についても<u>以下の書類の添付が省略可能</u> <p>① 運営管理業務の委託に関する契約書 ② 資産管理に関する契約書</p>
規約の軽微な変更について	<p>＜簡易型DCのみに適用されていた規約の軽微な変更＞ (DC法施行規則 第5条 第1項)</p> <p>① 運営管理機関の行う業務 ② 運営管理業務委託契約に関する事項 ③ 資産管理契約に関する事項 ④ 事業主掛金の納付に関する事項 ⑤ 企業型年金加入者掛金の納付に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none">一般的企業型DCについても、以下の事項について<u>軽微な規約変更として取り扱えるよう変更</u> <p>① 運営管理機関の行う業務 ② 運営管理業務委託契約に関する事項 ③ 資産管理契約に関する事項 ④ 事業主掛金の納付に関する事項 ⑤ 企業型年金加入者掛金の納付に関する事項</p>

<ご参考>今回の見直しの背景

- 中小企業が取り組みやすい制度とするため、通常の企業型DCよりも、制度設計を簡素化(全員加入・定額掛金等)するとともに、設立時の提出書類を削減した、簡易型DC制度を2018年に創設したが、これまでの設立申請はゼロであった。
- そのため、簡易型DCの手続簡素化の一部について、通常の企業型DCにも適用することで、中小企業を含めた事業主が取り組みやすい制度設計としたうえで、簡易型DCを廃止する。

出所: 厚生労働省「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」(2024.12.27)より弊社作成

1-7. 「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集開始

- 2025年10月31日、「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集が開始
- 企業型DCのマッチング拠出に関して、2026年4月1日廃止予定の「加入者掛金が事業主掛金を超えない」とするDC法の規定の見直しに合わせて、加入者掛金の変更回数の制限規定の例外についての政令改正が行われる

三菱UFJ年金ニュースNo.564【配信日】2025年11月7日

内容

- 10月31日、「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集(※1)が開始されました。
- 企業型DCのマッチング拠出に関して、「加入者掛金が事業主掛金を超えない」とするDC法の規定が、2026年4月1日に廃止される予定ですが、この見直しに合わせて、加入者掛金の変更回数の制限規定の例外についての政令改正が行われます。

<改正内容>

- 現在、加入者掛金は、拠出単位期間において1回に限り変更可能
但し、例外として、事業主掛金が引き下げられた際に、加入者掛金が事業主掛金を超えないように変更する場合及びその他厚生労働省令で定める場合については、変更回数としてカウントしない
- 企業型DCのマッチング拠出に関して、事業主掛金を超えないとする規定の廃止に伴い、
事業主掛金が引き下げられた際に、加入者掛金が事業主掛金を超えないように変更する場合であっても、1回としてカウントするよう変更

※1 「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集について

<意見募集期限> 2025年11月29日、23時59分

公布日・施行日

- 公 布 日 : 2025年12月下旬(予定)
- 施 行 期 日 : 2026年4月1日(予定)

1-7. 「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集開始

改正内容

項目	現状	改正案
加入者掛金の変更回数(DC法施行令第6条第4号ハ)	<ul style="list-style-type: none">加入者掛金の額は企業型DCの拠出単位期間において、1回に限り変更することができる(加入者掛金の変更回数の制限規定)一方、加入者掛金の変更回数の制限規定の例外にあたる場合として、以下の2つの場合が規定されている ①企業型DC加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き下げられることにより、事業主掛金の額が企業型DC加入者掛金の額を下回る場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合 ②その他厚生労働省令で定める場合	<ul style="list-style-type: none">企業型DCのマッチング拠出に関して、加入者掛金が事業主掛金を超えないとする規定(DC法第4条第1項第3号の2)が2026年4月1日廃止予定この廃止に伴い、加入者掛金の変更回数の制限規定の例外としている「企業型DC加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き下げられることにより事業主掛金の額が企業型DC加入者掛金の額を下回る場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合」を含める必要がなくなることから、左記①の場合を削除当該場合については、加入者掛金の変更回数に含め、1回分としてカウントする

<ご参考>加入者掛金の変更回数の制限規定の主旨

- 掛金額の頻繁な変更や拠出が可能なときのみ拠出する所謂“あるとき払い”を認めると、一般の貯蓄や投資と同様になり、老齢期における資産の確保を名目に税制優遇された「年金」として位置付けることが難しくなるという点を勘案しての措置

1-8. 「国民年金基金令等の一部を改正する政令案について」に関する意見募集開始

- 2025年11月5日、「国民年金基金令等の一部を改正する政令案について」に関する意見募集が開始
- DC拠出限度額の引上げ及びiDeCo加入可能年齢の引上げに関する、所要の政令改正が行われる

三菱UFJ年金ニュースNo.565【配信日】2025年11月7日

内容

- 11月5日、「国民年金基金令等の一部を改正する政令案について」に関する意見募集※1が開始されました。
- DC拠出限度額の引上げ及びiDeCo加入可能年齢の引上げに関する、所要の政令改正が行われます。

<改正内容>

1. 2025年度税制改正大綱において措置を講じることとされた、DC拠出限度額の見直し及びその他所要の改正を行う
2. iDeCo加入可能年齢の引き上げに関して、新たに「第5号加入者」が追加されることに伴い、「第5号加入者」に関する掛金拠出方法等の取り扱いを新たに政令に規定する



ポイント

※1 「国民年金基金令等の一部を改正する政令案に関する御意見の募集について」

<意見募集期限> 2025年12月4日、23時59分

公布日・施行日

- 公布日 : 2025年12月下旬(予定)
- 施行期日 : 2026年12月1日(予定)



1-8. 「国民年金基金令等の一部を改正する政令案について」に関する意見募集開始

ご参考

<ご参考>DC拠出限度額の引上げの概要

- 第2号被保険者の企業型DCの拠出限度額を月額6.2万円に引上げ(現行:月額5.5万円)
- 第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額を月額6.2万円に引上げ(現行:月額2.0万円又は2.3万円)
- 第1号被保険者の拠出限度額(iDeCoと国民年金基金等で合算)を月額7.5万円に引上げ(現行:月額6.8万円)

現状	第1号 被保険者	第2号被保険者			
		DBなし		DBあり	
企業型DC	-	-	月額5.5万円	月額5.5万円ー他制度掛金相当額	-
iDeCo	月額6.8万円 (国年基金等と合計で)	月額2.3万円	月額5.5万円ー(企業型DC事業主掛金額十他制度掛金相当額) ただし、月額2.0万円が上限額		

改正案					
企業型DC	-	-	月額6.2万円	月額6.2万円ー他制度掛金相当額	-
iDeCo	月額7.5万円 (国年基金等と合計で)	月額6.2万円	月額6.2万円ー(企業型DC事業主掛金額十他制度掛金相当額) (2.0万円の上限額は廃止)		



企業型DC加入者等の拠出限度額を月額5.5万円から月額6.2万円に引上げ



<ご参考>iDeCo第5号加入者の要件

- 2025年改正前のDC法の規定において、iDeCoに加入することができない60歳以上70歳未満の者であって以下のいずれかに該当する者(但し、企業型年金加入者掛金を拠出する者等を除く)
 - iDeCo加入申出の日の前日においてiDeCo加入者であった者、iDeCo運用指図者であった者
 - 企業型確定拠出年金の資産のiDeCoへの移換の申出をした者
 - 確定給付企業年金の脱退一時金相当額や残余財産のiDeCoへの移換の申出をしようとする者
 - 企業年金連合会からiDeCoへの積立金の移換の申出をしようとする者

1-9. 「確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の様式及び提出方法の見直しの予定について」に関する事務連絡が発出

- 2025年11月14日、「確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の様式及び提出方法の見直しの予定について」の事務連絡が発出
- 企業年金の情報開示を行うため、一部項目を追加する等の様式変更が行われる予定
- 今後正式に「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正通知が発出される予定

三菱UFJ年金ニュースNo.566【配信日】2025年11月21日

内容

- 11月14日、「確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の様式及び提出方法の見直しの予定について」の事務連絡が発出されました※1。
- 今年6月20日公布「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」に規定された「企業年金の加入者のための運用等の見える化」の法改正を踏まえ、企業年金の情報開示を行うため、一部項目を追加する等の様式変更が行われる予定です。
- なお、本件については、今後正式に「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」(以下、承認認可基準通知)の一部改正通知が発出される予定です。

<改正予定内容>

1. 財政決算



- ✓ 「承認認可基準通知」の様式C6(事業報告書)及び様式C7(決算に関する報告書)の様式変更(「運用担当者等の状況」の項目追加等)
- ✓ 電子情報処理組織を用いた方法での提出(オンライン提出)^{注1}に変更

(注1)オンライン画面上で数値等を入力することにより報告を行うものとなるが、画面での入力に代えて、データレイアウト等に基づいて作成されたCSV形式のファイルをシステムにインポートすることも可能

2. 財政再計算

「承認認可基準通知」の様式 C2一イ「給付の設計の基礎を示した書類」及び様式 C2一ウ「給付の設計の基礎を示した書類(簡易な基準に基づく確定給付企業年金)」の様式変更

[※1「確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の様式及び提出方法の見直しの予定について」](#)

適用開始予定日

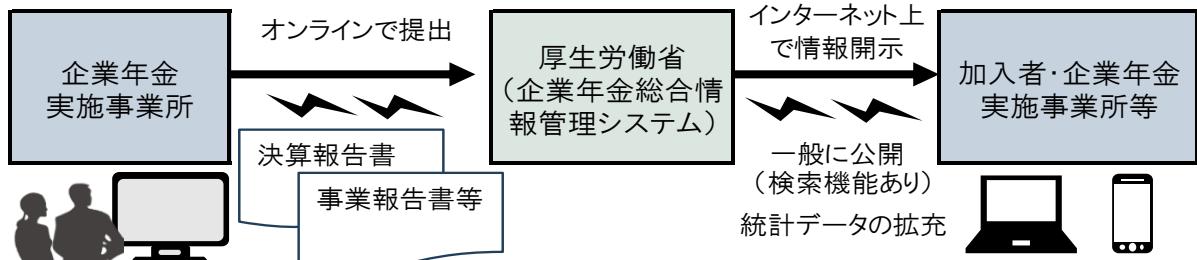
- 2027年6月1日以降を基準日とする財政決算、財政再計算より適用

1-9. 「確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の様式及び提出方法の見直しの予定について」に関する事務連絡が発出

事業報告書の様式変更予定内容

項目	事業報告書の追加項目(規約型・基金型)
表紙部分	<ul style="list-style-type: none"> 新たに表紙を追加し、以下の項目を追加 <p>①「制度開始年月日」の追加 ②「実施形態」(総合型以外・総合型)の追加^{注2}</p> <p>(注2)実施形態は、毎年度、決算日時点の状況に応じたものを選択。 総合型は、人的関係、資本的関係が緊密でない複数の厚生年金適用事業所の事業主によって共同で実施されるもの</p>
2.給付状況	<ul style="list-style-type: none"> 従来の裁定件数及び金額に加えて、「新規裁定件数及び金額」の追加
3.掛金拠出状況	<ul style="list-style-type: none"> 「他制度掛金相当額」(算定区分がある場合は区分名と金額)の追加
5.資産運用状況 (2)運用担当者等の状況	<ul style="list-style-type: none"> (2)「運用担当者等の状況」欄を新設し、以下3項目を追加 <p>①「専門資格」^{注3}の有無、及び「有」の場合は具体的な資格 (注3)専門資格は、運用責任者又は運用担当者の中に管理運用業務(運用の基本方針や資産構成の決定、運用受託機関又は運用コンサルタントの選任、管理等)に関連する資格(例えば、日本証券アナリスト協会認定アナリスト等)を有している者がいる場合に「有」、いない場合に「無」を選択し、「有」の場合は、具体的な資格名を記入</p> <p>②「研修受講」^{注4}の有無、及び「有」の場合は具体的に受講した研修名 (注4)研修受講は、運用責任者又は運用担当者の中に、企業年金連合会等が実施する管理運用業務の遂行に資する研修受講歴を有している者がいる場合に「有」、いない場合に「無」を選択し、「有」の場合は、過去に受講した主な研修の具体名称を記入</p> <p>③「実務経験3年以上」^{注5}の有無 (注5)運用責任者又は運用担当者の中に、年金資産運用に関する実務経験(政策的資産構成割合の決定に従事若しくは関与する経験等)を概ね3年以上有している者がいる場合に「有」、いない場合に「無」を選択</p>

<ご参考>オンライン提出でのイメージ図と今後のスケジュール予定



2025年度中	・新システム設計・開発のための要件整理等
2026年度～	・新システム設計・開発、テスト等の実施 ・企業及び年金基金、受託機関、運営管理機関でのシステム対応等準備
2027年度	・新システム稼働、2027年6月1日以降を基準日とする報告書よりオンライン提出を開始

1-10. 「確定拠出年金における他制度掛金相当額等の算定通知」の一部を改正する通知の発出について

- 2025年12月3日、「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について」の一部を改正する通知が発出され、算定通知の一部改正が行われた
- 「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令」における「厚生労働省が認める算定方法」等を明示するため、算定通知が改正されたもの

三菱UFJ年金ニュースNo.567【配信日】2025年12月9日

概要

- 12月3日、「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について(令和3年9月1日年企発0901第2号)(以下、算定通知)」の一部を改正する通知(令和7年12月3日年企発1203第1号)が発出され、算定通知の一部改正が行われました※1※2。
- また、意見募集結果についても同日付で公示されました※3。
- 「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令(令和3年厚生労働省令第150号)(以下、算定省令)」における「厚生労働省が認める算定方法」等を明示するため、算定通知が改正されたものです。

<改正内容>

1. 算定省令に定める「標準的な加入者」の定義の明確化
2. 積立金の額を考慮して標準掛金を計算する場合の他制度掛金相当額についての算定方法の明確化
3. 算定省令に定める「厚生労働省が認める算定方法」の定義の明確化
4. 算定省令に定める「他制度掛金相当額の算定が困難であると厚生労働省が認める場合」の明確化



明確化が主な内容であり、改正による影響は限定的

※1 「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について(通知)」の一部改正について(令和7年12月3日年企発1203第1号)

※2 「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について(通知)」(令和3年9月1日年企発0901第2号、令和7年12月3日改正)

※3 「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について(通知)」の一部を改正する通知案に関する御意見募集の結果について

適用日

- 適用日：2025年12月3日

1-10. 「確定拠出年金における他制度掛金相当額等の算定通知」の一部を改正する通知の発出について

改正内容

○算定通知及び算定通知Q&Aの改正内容

項目	算定通知及び算定通知Q&Aの改正内容
算定省令第3条第1項第1号に定める「標準的な加入者」の明確化	<ul style="list-style-type: none">加入年齢方式における他制度掛金相当額の算定に用いる標準的な加入者は、標準掛金の計算に用いたものとすることを明示
積立金の額を考慮して標準掛金を計算する確定給付企業年金の他制度掛金相当額の明確化	<ul style="list-style-type: none">財政方式を加入年齢方式^{※4}又は開放基金方式^{※5}とし、積立金の額を考慮して標準掛金を計算する確定給付企業年金に係る他制度掛金相当額は、積立金の額を考慮せずに標準掛金を計算する場合と同様の方法(算定省令第3条第1項第1号又は第2号に規定する方法)により算定することを、算定通知Q&Aに追加【No.11】 <p>※4 加入年齢方式は、特定の年齢で加入する標準的な加入者に係る将来の給付に要する費用に充てるための標準掛金額を計算する財政方式</p> <p>※5 開放基金方式は、加入者及び加入者となる者に係る将来の給付に要する費用に充てるための標準掛金額を計算する財政方式</p>
算定省令第3条第1項第4号に定める「前三号の算定方法に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める算定方法」の明確化	<ul style="list-style-type: none">他制度掛金相当額の算定は、標準掛金の計算に用いている財政方式の区分に応じて次の方法とするとして、算定通知Q&Aを改正【No.11-2】<ol style="list-style-type: none">現在加入者の将来期間分給付現価及び将来加入者の給付現価を算定の基礎とする財政方式を用いている場合 算定省令第3条第1項第2号に規定する方法(開放基金方式)①以外の場合で将来加入者の給付現価を算定の基礎とする財政方式の場合 算定省令第3条第1項第1号に規定する方法(加入年齢方式)①及び②以外の場合で現在加入者の将来期間分の給付現価を算定の基礎とする場合 算定省令第3条第1項第3号に規定する方法(閉鎖型総合保険料方式)その他①から③までにより難い場合 算定省令第4条に規定する方法(加入者1人あたりの標準掛金額)
算定省令第4条に定める「前条の算定方法による他制度掛金相当額の算定が困難であると厚生労働大臣が認める確定給付企業年金」の明確化	<ul style="list-style-type: none">システム等の実務面の制約により算定が困難な場合であり、例えば閉鎖型総合保険料方式において、将来分と過去分の通常予測給付現価を分けることが困難な場合が該当するものとして、算定通知のQ&Aを改正【No.12】

1-11. 2026年度下限予定利率および非継続基準の予定利率の見込みについて

- 2026年度のDB年金における継続基準の下限予定利率の見込みは年0.6%
- 非継続基準の予定利率の見込みは年1.64%

三菱UFJ年金ニュースNo.568【配信日】2025年12月16日

ポイント

- 2026年度のDB年金における継続基準の下限予定利率および非継続基準の予定利率の見込みについて、ご案内します。
- 下限予定利率の見込み：年 0.6%
- 非継続基準の予定利率の見込み：年 1.64%

下限予定利率の見込みについて

- ✓ 下限予定利率は10年国債の直近5年間の平均利回り、または10年国債の直近1年間の平均利回りのいずれか低い率を基準に設定されます。2025年度の下限予定利率は0.3%です。
- ✓ 通例では2026年3月を目途に、告示の改正が行われ、正式に下限予定利率が改正されることになります。
- ✓ 2025年12月発行の10年国債の応募者利回りが決定したこと※1に伴い、2025年の5年平均利回りが0.641%となり、上記の見込みとなりました。

※1 [10年利付国債\(第380回\)の入札結果](#)（財務省HP）

非継続基準の予定利率の見込みについて

- ✓ 非継続基準の予定利率は30年国債の直近5年間の平均利回りを勘案して設定されます。2025年度の予定利率は1.17%です。
- ✓ 通例では2026年3月を目途に、告示の改正が行われ、正式に予定利率が改正されることになります。

1-11. 2026年度下限予定利率および非継続基準の予定利率の見込みについて

- ✓ 2025年12月発行の30年国債の応募者利回りが決定したこと※2に伴い、直近5年間の平均利回りが1.638%となり、前頁の見込みとなりました。
- ✓ なお、2026年度の予定利率が1.64%の場合、一定の手続き※3を前提に予定利率を1.14%～2.14%の間で設定することも可能です。

※2 [30年利付国債\(第88回\)の入札結果](#)(財務省HP)

※3 ・基金型DB年金においては、代議員会の議決
・規約型DB年金においては、被保険者等の過半数で組織する労働組合の合意
(当該労働組合がない場合は被保険者等の過半数を代表する者の同意)

予定利率の設定方法と履歴

- ✓ 継続基準における下限予定利率は、10年国債の直近1年平均と5年平均のいずれか低い率を基準に設定されています。
- ✓ 非継続基準における予定利率は、30年国債の直近5年平均を勘案して設定されています。

年度	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準
2022	0.0%	0.66% (0.16%～1.16%)
2023	0.0%	0.71% (0.21%～1.21%)
2024	0.1%	0.86% (0.36%～1.36%)
2025	0.3%	1.17% (0.67%～1.67%)
2026	0.6%	1.64% (1.14%～2.14%)

(注)2026年度の数値は見込みの値です。

1-12. 「令和8年度与党税制改正大綱」の公表について

- 2025年12月19日、自由民主党と日本維新の会が「令和8年度与党税制改正大綱」を公表

～以下、メールマガジン「令和8年度与党税制改正大綱」の公表について転載～
【配信日】2025年12月23日

2025年12月19日、自由民主党と日本維新の会は「令和8年度与党税制改正大綱」(以下、税制大綱)を公表しました。

年金に関する主な事項についてお伝えします。

<税制改正内容>

(1)公的年金等控除額の見直し(税制大綱:P59)

給与等の収入金額及び公的年金等の収入金額を有する者について、給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が280万円を超える場合には、超える部分の金額を公的年金等控除額から控除
(2027年分以後の所得税について適用)

(2)生命保険料控除の特例の適用延長(税制大綱:P54)

23歳未満の扶養親族がいる場合の生命保険料控除の特例※の適用期限を1年延長
※新生命保険料に係る一般生命保険料控除の適用限度額を年6万円に引き上げ

(3)退職年金等積立金に対する法人税の停止措置延長(税制大綱:P108)

退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長

(4)退職所得の特別徴収票の市町村長宛提出省略措置(税制大綱:P143)

退職所得の特別徴収票について、e LTAXによる簡便な提出方法が整備されるまでの間、市町村長への提出を省略可能とする措置を講ずる
(2026年1月1日以後に支払うべき退職所得の特別徴収票について適用)

<検討事項>(税制大綱:P150)

年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を中心とした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討

※自由民主党・日本維新の会「令和8年度税制改正大綱」

<https://www.jimin.jp/news/policy/212129.html>

1-13. 「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」等の公布について

- ・ 2025年12月19日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令」及び「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」が公布
- ・ 企業型DCのマッチング拠出について、「加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができない」とする規定の廃止に合わせて、加入者掛金の変更回数の制限規定の例外についての政令改正が行われ、意見募集結果についても同日付で公示

三菱UFJ年金ニュースNo.569【配信日】2025年12月23日

内容

- 12月19日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令」及び「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」※1が公布されました。
- 企業型DCのマッチング拠出について、「加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができない」とする規定の廃止施行日が2026年4月1日と明示されました。
- 上記見直しに合わせて、加入者掛金の変更回数の制限規定の例外についての政令改正が行われ、意見募集結果についても同日付で公示されました※2。

<改正概要>

- ・ 加入者掛金は、拠出単位期間において1回に限り変更可能であり、これまでには、例外規定として、事業主掛金が引き下げられた際に、加入者掛金が事業主掛金を超えないように変更する場合等は変更回数にカウントしないとされていました。
- ・ 今般、企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする規定の廃止に伴い、本事例は1回としてカウントするよう変更されました。

※1 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令」「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」

※2 「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について」

施行日

- 施行日 : 2026年4月1日

1-13. 「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」等の公布について

改正内容

項目	改正前	改正後
加入者掛金の変更回数(DC法施行令第6条第4号ハ)	<ul style="list-style-type: none">加入者掛金の額は企業型DCの拠出単位期間において、1回に限り変更することができる(加入者掛金の変更回数の制限規定)一方、加入者掛金の変更回数の制限規定の例外にあたる場合として、以下の2つの場合を規定<ul style="list-style-type: none">①事業主掛金の額が引き下げられることにより、事業主掛金の額が加入者掛金の額を下回る場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合②その他厚生労働省令で定める場合	<p>＜前提＞</p> <ul style="list-style-type: none">企業型DCのマッチング拠出に関して、加入者掛金が事業主掛金を超えないとする規定(DC法第4条第1項第3号の2)が2026年4月1日廃止 <p>＜今回の改正内容＞</p> <ul style="list-style-type: none">改正前の①に記載されていた内容は削除一方、次の内容を規定<ul style="list-style-type: none">①‘事業主掛金額が引き上げられることにより、事業主掛金と加入者掛金の合計額が拠出限度額を超える場合において、当該合計額が拠出限度額を超えないように変更する場合’ ②は変更なし <p>＜補足説明＞</p> <ul style="list-style-type: none">①‘については、従前よりDC施行規則(第4条の2)に規定されていた内容が、今回DC施行令に記載されました。

＜ご参考＞加入者掛金の変更回数の制限規定の主旨

- 掛金額の頻繁な変更や拠出が可能なときのみ拠出する所謂“あるとき払い”を認めるに、一般の貯蓄や投資と同様になり、老齢期における資産の確保を名目に税制優遇された「年金」として位置付けることが難しくなるという点を勘案しての措置

1-14. 第107回 社会保障審議会年金数理部会の開催について

- 2025年12月18日、「第107回社会保障審議会年金数理部会」が開催
- 「公的年金制度に係る2024年財政検証のピアレビュー案」が提示され、最終報告書が同日公表

～以下、メールマガジン「第107回 社会保障審議会年金数理部会の開催について」転載～【配信日】
2025年12月26日

12月18日「第107回社会保障審議会年金数理部会」(以下、数理部会)が開催されました。
「公的年金制度に係る2024年財政検証のピアレビュー案」が提示され、意見交換を経て最終報告書が同日公表されました。

今回の数理部会の主な内容と報告書の概要をお伝えします。

<議題>

- ・公的年金制度に係る2024年財政検証のピアレビューについて

<公的年金財政検証のピアレビューとは>

- ・公的年金制度の安定性の確保のために公的年金財政検証結果への検証を行うもの
- ・2024年財政検証の概要を聴取し、検証・評価を行った結果を報告書としてまとめたもの

<2024公的年金財政検証のピアレビュー報告書の概要>

(1)これまでの財政検証との比較のまとめ

- ・前提について、出生率は下降している一方で入国超過数は上昇
- ・厚生年金と国民年金共に財政は改善しており、マクロ経済スライドによる給付水準調整期間が前倒しとなり最終的な所得代替率は上昇

(2)持続可能性と給付の十分性の評価結果

- ・公的年金制度の規模が日本経済の中で維持困難となるほど拡大するものではなく厚生年金及び国民年金の給付費等の支出に支障は生じないことが確認
- ・近年の女性や高齢者の労働参加もあり年金制度の持続可能性が維持されることが確認
- ・年金制度の持続可能性を高めていくには、女性や高齢者の労働参加のさらなる進展や生産性及び労働分配率の持続的な向上が重要
- ・足下の合計特殊出生率は将来推計人口の低位出生の仮定値に近づいており、この傾向が今後も続ければ年金制度の持続可能性に大きな影響を与える
- ・給付の十分性の確保は被保険者個々人の働き方や年金受給の在り方にもかかっており、年金制度に対する個人の関わり方も重要な

1-14. 第107回 社会保障審議会年金数理部会の開催について

(3)今回初めて開示された「年金額の分布推計」の評価結果

- ・前回のピアレビューで提言され、今回初めて「年金額の分布推計」が実施されたが、その結果は従来のモデル年金と異なり個人の関わり方の重要性を示唆している点で意義深い
- ・次回以降の財政検証においても継続して「年金額の分布推計」が示されることが望まれる

(4)今後の財政検証に向けた提言

- ・被保険者に正しい理解が進むよう広報や分かり易い内容の更なる工夫が望まれる
- ・次期財政検証の結果、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライド調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置等を講ずるとされたが、公的年金全体で財政均衡を見ることになるため財政状況をどのように検証・評価するか検討が必要

<出席委員からの主な意見>

- ・「年金額の分布推計」は次回以降も続けていくべき(複数の委員から同様の意見あり)
- ・国民への分かりやすい説明が大事(複数の委員から同様の意見あり)
- ・出生率には注視が必要、インフレ・外国人労働者の増加と財政検証が新たな局面に入った
- ・財政検証とピアレビューというPDCAサイクルをきちんと回していく事が大事である

<所見>

- ・ピアレビューは、財政検証結果の検証と評価を行うことにより、今後の公的年金の安定性を確保するための提言を行うなどの重要な役割を担っている
- ・基礎年金のマクロ経済スライド調整期間が長期化し財政全体への影響も懸念されるため、基礎年金の財政強化のための年金改正が今後の重要課題であろう

<ご参考資料>

○厚生労働省「第107回社会保障審議会年金数理部会」(2025年12月18日)

https://r34.smp.ne.jp/u/No/7590611/62F384achA5G_24489/590611_251226001.html

○厚生労働省「公的年金制度に係る令和6(2024)年財政検証のピアレビューの概要」(2025年12月18日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66000.html

1-15. DC拠出限度額引上げ等に関する政令の公布について

- 2025年12月24日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令」及び「国民年金基金令等の一部を改正する政令」が公布
- DC拠出限度額引上げ及びiDeCo加入可能年齢の70歳までの引上げ等の施行時期が2026年12月1日と明示された

三菱UFJ年金ニュースNo.570【配信日】2025年12月26日

内容

- 12月24日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令」及び「国民年金基金令等の一部を改正する政令」※¹が公布されました。
- DC拠出限度額引上げ及びiDeCo加入可能年齢の70歳までの引上げ等の施行時期が2026年12月1日と明示されました。
- DC拠出限度額の政令改正が行われ、意見募集結果も同日付で公示されました※²。

<主な改正項目>

- 1. 第2号被保険者の企業型DC拠出限度額を「月額6.2万円※³」に引上げ
- 2. 第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額を「月額6.2万円※⁴」に引上げし、拠出上限額の2万円は撤廃
- 3. iDeCo加入可能年齢の70歳までの引上げに際して、新たに追加された第5号加入者の拠出限度額を「月額6.2万円※⁴」に規定

※¹ 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令」「国民年金基金令等の一部を改正する政令」

※² 「国民年金基金令等の一部を改正する政令に関する御意見の募集結果について」

※³ 企業年金加入者は月額6.2万円から他制度掛金相当額を控除した額

※⁴ 企業年金加入者は月額6.2万円から企業型DC事業主掛金額及び他制度掛金相当額を控除した額

施行日

- 施行日 : 2026年12月1日

1-15. DC拠出限度額引上げ等に関する政令の公布について

改正内容

項目	改正前	改正後
企業型DC拠出限度額(DC法施行令第11条)	<ul style="list-style-type: none"> 第2号被保険者の拠出限度額は月額5.5万円から他制度掛金相当額を控除した額(2024年12月の政令改正施行に伴う経過措置適用の場合は月額2.75万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 第2号被保険者の拠出限度額を月額6.2万円から他制度掛金相当額を控除した額に引上げ(2024年12月の政令改正の施行に伴う経過措置適用の場合は月額2.75万円)
iDeCo拠出限度額(DC法施行令第36条)	<ul style="list-style-type: none"> 第2号被保険者(企業年金加入者)の拠出限度額は、月額5.5万円から企業型DC事業主掛金額及び他制度掛金相当額を控除した額。但し、上限額は月額2.0万円 第2号被保険者(企業年金未加入者)の拠出限度額は、月額2.3万円 第1号被保険者の拠出限度額は、(iDeCoと国民年金基金等で合算)月額6.8万円 	<ul style="list-style-type: none"> 第2号被保険者の拠出限度額を月額6.2万円から企業型DC事業主掛金額及び他制度掛金相当額を控除した額に引上げ。また、拠出上限額の月額2.0万円は廃止 第5号加入者の拠出限度額を月額6.2万円とする(但し、企業年金加入者は月額6.2万円から企業型DC事業主掛金額及び他制度掛金相当額を控除した額とする) 第1号被保険者の拠出限度額(iDeCoと国民年金基金等で合算)を月額7.5万円に引上げ

<ご参考>DC拠出限度額の引上げの概要

改正前	第1号被保険者	第2号被保険者			
		DBなし		DBあり	
		企業型DCなし	企業型DCあり	企業型DCあり	企業型DCなし
企業型DC	-	-	月額5.5万円	月額 5.5万円ー他制度掛金相当額	-
iDeCo	月額6.8万円 (国年基金等と合計で)	月額2.3万円	月額 5.5万円ー(企業型DC事業主掛金額+他制度掛金相当額) ただし、 月額2.0万円が上限額		
改正後					
企業型DC	-	-	月額6.2万円	月額 6.2万円ー 他制度掛金相当額	-
iDeCo	月額7.5万円 (国年基金等と合計で)	月額6.2万円	月額 6.2万円ー(企業型DC事業主掛金額+他制度掛金相当額) (2.0万円の上限額は廃止)		

 **企業型DC加入者等の拠出限度額を月額5.5万円から
月額6.2万円に引上げ** 

<ご参考>第5号加入者の要件

- 2025年改正前のDC法の規定において、iDeCoに加入することができない60歳以上70歳未満の者であって以下のいずれかに該当する者(但し、老齢基礎年金及びiDeCoの老齢給付金等の受給者や企業型年金加入者掛金を拠出する者等を除く)
 - iDeCo加入申出の日の前日においてiDeCo加入者であった者、iDeCo運用指図者であった者
 - 企業型確定拠出年金の資産のiDeCoへの移換の申出をした者
 - 確定給付企業年金の脱退一時金相当額や残余財産のiDeCoへの移換の申出をしようとする者
 - 企業年金連合会からiDeCoへの積立金の移換の申出をしようとする者

2. その他トピックス

2-1. 「2025年度人事・退職給付一体サーベイ」調査結果 (概要版)のご案内

- 弊社と三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が共同で実施した「2025年度人事・退職給付一体サーベイ」の調査結果を公表

～以下、メールマガジン「2025年度人事・退職給付一体サーベイ」調査結果(概要版)のご案内～
【配信日】2025年12月18日

弊社が三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社と共同で実施しました「2025年度人事・退職給付一体サーベイ」の調査結果を公表しましたので、お知らせいたします。

今年度、弊社では定年延長や今後の退職給付制度の見直し、人的投資と賃上げの対応等、企業様における人事施策の実施状況と今後の意向について調査いたしました。他社動向を踏まえた、貴社の課題解決にお役立て頂けますと幸いです。

<主な調査結果>

- ・定年延長・定年廃止予定の企業は50%以上であり、今後も定年年齢の引き上げが見込まれる
- ・退職給付水準の見直し意向がある企業は30%以上であり、賃上げ・初任給引上げ意向も引き続き高い
- ・「人材ポートフォリオの策定、異動配置、要員計画」、「経営戦略と人事戦略の連動」等の人材戦略を優先度高く考える企業が多い

<「2025年度人事・退職給付一体サーベイ」調査結果(概要版)>

https://r34.smp.ne.jp/u/No/7566577/Ge8Hfda4hQj4_24489/566577_251217001.html

3. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(2025年10月～12月)

2. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (2025年10月～12月)

配信日	タイトル	公的 年金 企業 年金	その他
10月1日	「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」の公布 ～確定給付企業年金における裁定手続き等のオンライン化について～	○	
10月8日	第1回「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」開催	○	
10月16日	「確定給付企業年金制度について」及び「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正通知の発出	○	
10月28日	「確定拠出年金における他制度掛金相当額等の算定通知」の一部を改正する通知案に関する意見募集開始	○	
10月29日	上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2024年度)	○	
11月5日	「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令」の公布	○	
11月7日	「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集開始	○	
11月7日	「国民年金基金令等の一部を改正する政令案について」に関する意見募集開始	○	
11月21日	「確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の様式及び提出方法の見直しの予定について」に関する事務連絡が発出	○	
12月9日	「確定拠出年金における他制度掛金相当額等の算定通知」の一部を改正する通知の発出について	○	
12月16日	2026年度下限予定利率および非継続基準の予定利率の見込みについて	○	
12月18日	「2025年度人事・退職給付一体サーベイ」調査結果(概要版)のご案内		○
12月23日	「令和8年度与党税制改正大綱」の公表について	○	
12月23日	「確定拠出年金法施行令等の一部を改正する政令」通知の発出について	○	
12月26日	第107回 社会保障審議会年金数理部会の開催について	○	
12月26日	DC拠出限度額引上げ等に関する政令の公布について	○	



三菱UFJ信託銀行株式会社
トータルリワード戦略コンサルティング部
〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

www.mufg.jp